辺野古の埋立土砂の動きを追った

①安和桟橋からベルトコンベアで積み出される

②安和桟橋まで国道を通ってくる

③どこで積んでいるのか？（琉球セメントの安和鉱山から）

④安和鉱山では、固めた地盤を崩して土石にしていた。

⑤鉱業を運営するためには「施業案」の認可が必要で

販売する製品について届けることが義務付けらている。

情報公開された資料では、砕石、砕砂、粗鉱を記載。

「ずり、捨石」は生じないと記述。

「岩ずり」を売ることが認可されているのか。

⑥「黒石の岩ずり」（5370円/㎥）は、本当なのか。

①安和桟橋からベルトコンベアで積み出される

- 安和桟橋には、土石搬出用のベルトコンベア施設が設置されて、トラックで運搬してきた土石を投入口に投入するとベルトコンベアが運搬船に投入してくれる。

- トラックは、石灰石と土石を交互に搬入し、パワーショベルが攪拌するように投入口にいれている。

琉球セメントの
安和桟橋では、
ベルトコンベアで
土石が運搬船に
搬入されている。
©沖縄ドローンプロジェクト

土の混じった石灰石が
投入されている様子
HITACHI
©沖縄ドローンプロジェクト

石灰石だけの
トラックもある
HITACHI
©沖縄ドローンプロジェクト

搬入の順番を待つ
土石を積んだトラックの列
ブルーシートは、赤土等流出
防止条例によりカバーされた
堆積された土砂の山
©沖縄ドローンプロジェクト

土石
土石
土石
石灰石
©沖縄ドローンプロジェクト

「石灰石」と「土石」のトラック
から交互に投入されている
ベルトコンベアで輸送船に
©沖縄ドローンプロジェクト

「石灰石」と「土石」が交互に
投入されて、混ざっていく
HITACHI
ⓒ沖縄ドローンプロジェクト

②安和桟橋まで、トラックは国道を通ってくる

- ドローン映像をみると、一つ一つのトラックに積載されている土石の状態は違う。
  石灰石、土石、赤土などのように見える。

©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

LPガス
©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

③どこで積んでいるのか?
琉球セメントの安和鉱山から

- トラックは、琉球セメントの安和鉱山でショベルローダーで、土砂を積み込んで国道に出て、安和桟橋へ行く。

- 安和鉱山には、土砂を山積みにしている場所がいくつもある。

土砂の堆積場、上の方にはトラックが
降ろした土砂があり、左下では運び出す
トラックに積み込んでいる。右下では、
混ぜているみたいだ。
©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

トラックに土砂を積み終えた
©沖縄ドローンプロジェクト

安和桟橋へ出発
©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

前は国道449号、出入り口の
向こうは本部・塩川港
©沖縄ドローンプロジェクト

©沖縄ドローンプロジェクト

④安和鉱山では、固めた地盤を崩して土石にしていた。

- 表土や岩石で固めた地盤を崩して土石を取り出しているようだ。
- 道路の側面を崩して土石をとっている場所もある。

土石の取り出し場のようだが、
黒石の岩ずりではなさそうだ。
©沖縄ドローンプロジェクト

表土や岩石で固めた
地盤を崩して土砂を
取り出しているようだ
©沖縄ドローンプロジェクト

表土等で固めた地盤を崩して
土砂を取り出しているようだ
ⓒ沖縄ドローンプロジェクト

表土等で固めた地盤を崩して
土砂を取り出しているようだ
ⓒ沖縄ドローンプロジェクト

道路の側面を崩して
土砂を取っている
©沖縄ドローンプロジェクト

道路の側面を崩して
土砂を取っている
©沖縄ドローンプロジェクト

石灰石岩場？
土砂積み込み場
土砂の掘り出し場？
土砂掘り出し場
土砂積み出し場？
土砂掘り出し場？
©沖縄ドローンプロジェクト

本部町議の話によると、緑丸の中の赤土土砂掘り出し場は、辺野古埋立が始まる時期に掘り出しが始まったという。

⑤鉱業を運営するためには、

- 「施業案」の認可が必要で、販売する製品について届けることが義務付けられている。
- 情報公開された資料では、砕石、砕砂、粗鉱を記載。
- 「ずり、捨石」は生じないと記述。

- 「岩ずり」を売ることが認可されているのか。

採掘権に関する変更合併施業案

採　掘　権　者
　住　　所　　沖縄県浦添市西洲２丁目２番地２
　氏　　名　　琉球セメント株式会[redacted]
　　代表取締役　　西村[redacted]

1，2，4
鉱区の所在地、面積、採掘権の登録番号及び目的とする鉱物の名称
（別添１、２図参照）

所在地	面積	登録番号	目的とする鉱物	
			登録鉱種名	稼行対象鉱種名
沖縄県		沖採登		
名護市字安和	10,750(アール)	第686号	石灰石	石灰石
国頭郡本部町字崎本部	194(〃)	第648号	ﾄﾞﾛﾏｲﾄ	
	1,022(〃)	第473号		
	241(〃)	第623号		
	13,319(〃)	第568号		
合計	25,526(〃)			

3　鉱山の名称
　安和（あわ）鉱山
5　探鉱または採鉱に関する事項
（１）地質の状態
①　地形及び表土の状況
本部半島の南西端に位置する本鉱床の地形は、半島中央の高峰、嘉津宇岳、八重岳に発する放射状の山脈で、部分的に海岸線に達し、山脈の尾根の一部は、海浸により断崖となっている所がある。全般的にはなだらかな地形を呈しており、石灰岩帯以外の場所は風化が進み表土は、[redacted]に達する場合もあるが、石灰岩帯では殆ど表土はなく、部分的に[redacted]のテラロッサに被われている程度である。

施業案には、石灰岩帯には殆ど表土はなく、それ以外では風化が進んでいるとあり、赤土は砕石のズリとは考えられない。

3　鉱山の名称
　安和（あわ）鉱山
5　探鉱または採鉱に関する事項
（１）地質の状態
①　地形及び表土の状況
本部半島の南西端に位置する本鉱床の地形は、半島中央の高峰、嘉津宇岳、八重岳に発する放射状の山脈で、部分的に海岸線に達し、山脈の尾根の一部は、海浸により断崖となっている所がある。全般的にはなだらかな地形を呈しており、石灰岩帯以外の場所は風化が進み表土は、[redacted]に達する場合もあるが、石灰岩帯では殆ど表土はなく、部分的に[redacted]のテラロッサに被われている程度である。

6　運搬に関する事項

①　運搬の方法

イ　鉱石の運搬　（別添９図参照）

切羽で発破により起砕した鉱石は、タイヤショベル等の積込機でトラックに積込み、主として下記に運搬する。

尚、これに従事する者は保安規程の定めによる。

A 鉱区内に設置した自社の砕鉱設備及び選別機

B 自社セメント工場（石灰石原料として）

ロ　ずり、資材、捨石、廃泥、鉱さい及び沈殿物の運搬

資材の運搬も鉱石の運搬と同じくトラックで行うが、ずり、捨石、廃泥、鉱さいおよび沈殿物は生じないので該当なし。

②　生産物の輸送方法　（別添９図参照）

鉱山外に搬出する原石及び選別生産物はすべて運搬業者に委託し、切羽及び一時集積場からトラックで売鉱先又は船舶に運搬する。

③　主要機械設備

機　種	台数	仕様・能力	用途
ホイールローダー	[redacted]	[redacted]	積込
パワーショベル			〃
ダンプトラック			運搬

7　選鉱及び製錬に関する事項

（１）選鉱及び製錬の方法

①　選鉱

イ　選鉱の方法　（別添９図参照）

[redacted]

6　運搬に関する事項

①　運搬の方法

イ　鉱石の運搬　（別添９図参照）

切羽で発破により起砕した鉱石は、タイヤショベル等の積込機でトラックに積込み、主として下記に運搬する。

尚、これに従事する者は保安規程の定めによる。

A 鉱区内に設置した自社の砕鉱設備及び選別機

B 自社セメント工場（石灰石原料として）

ロ　ずり、資材、捨石、廃泥、鉱さい及び沈殿物の運搬

資材の運搬も鉱石の運搬と同じくトラックで行うが、ずり、捨石、廃泥、鉱さいおよび沈殿物は生じないので該当なし。

施業案には、ずり、捨石は生じないとあり、膨大な「黒石の岩ずり」をトラックで搬出していることに矛盾している。

（２）一年間における鉱産物の産出予定量および予定平均品位

①　正常操業時に産出される精鉱（選鉱）および製品（製錬）の種類別産出予定量、ならびにその予定平均品位

選鉱の種類	数　量　(屯)	予定平均品位
[redacted]		
砕石	[redacted]	
砕　砂	[redacted]	
粗　鉱		
計	[redacted]	

８　操業上の危害防止に関する事項

（１）通気及び排水に関する事項

①　通気

イ　自然通気、機械通気の別

該当なし

ロ　通気方式

該当なし

ハ　局部扇風機採用の有無

該当なし

ニ　高温対策、有害ガス対策

該当なし

ホ　主要設備の設置場所、および能力

該当なし

（２）一年間における鉱産物の産出予定量および予定平均品位

①　正常操業時に産出される精鉱（選鉱）および製品（製錬）の種類別産出予定量、ならびにその予定平均品位

選鉱の種類	数　量　(屯)	予定平均品位
[redacted]		
砕石	[redacted]	
砕　砂	[redacted]	
粗　鉱		
計	[redacted]	

施業案では、７．(2)の①に、「販売対象となる生産品のすべて」を記入しなければならない。

鉱業法 第63条第3項は、「認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行ってはならない」と定めている。

（施業案）

第六十三条　一般試掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

３　前二項の鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は前項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

鉱業法 第149条第1項は、「第63条第3項の規定に違反した者」は、「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と定めている。

第百四十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六十三条第三項（第八十七条において準用する場合を含む。）又は第六十三条の二第三項の規定に違反した者

二　第六十四条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して鉱物を掘採した者

三　第百条第三項の規定による命令に違反した者

四　第百二十条の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者